

ノルウェーの B S E 対策の 経緯等について

■ ノルウェーのBSE対策の経緯

1990年	・反すう動物由来たん白質の反すう動物用飼料としての使用禁止
1994年	・レンダリング条件はEU規則に準拠（133℃、20min、3気圧）
1998年	・パッシブサーベイランスの開始
1999年	・ポルトガルからの生体牛及び牛由来製品の輸入禁止 ・ほ乳動物由来たん白質の反すう動物用飼料としての使用禁止 ・レンダリング条件を選択制に変更（133℃、40min、3気圧若しくは136℃、20min、3.2気圧）
2000年	・緊急と畜牛、死亡牛及び生体検査で異常が確認された牛（24か月齢超）並びに臨床症状牛、月齢不明又は起源不明牛及び輸入牛（全月齢）のサーベイランス（2000年～2001年に義務化） ・死亡牛はSRMとして処理 ・英国からの生体牛及び牛由来製品の輸入禁止 ・機械的回収肉への反すう動物の骨の使用禁止
2001年	・健康と畜牛のBSE検査（30か月齢超の牛から年間1万頭を抽出） ・SRMの食品及び飼料への利用禁止 ・全ての動物由来たん白質の家畜飼料への使用禁止
2014年	・健康と畜牛のBSE検査の廃止 ・緊急と畜牛及び死亡牛のサーベイランスの基準を48か月齢超に引き上げ
2015年	・国内で1頭目のBSE発生（2015年2月5日現在1頭のみ）

（注）欧州連合（EU）によるBSE対策

出典・参考：食品安全委員会評価書（2012年5月）
ノルウェーからの提出資料



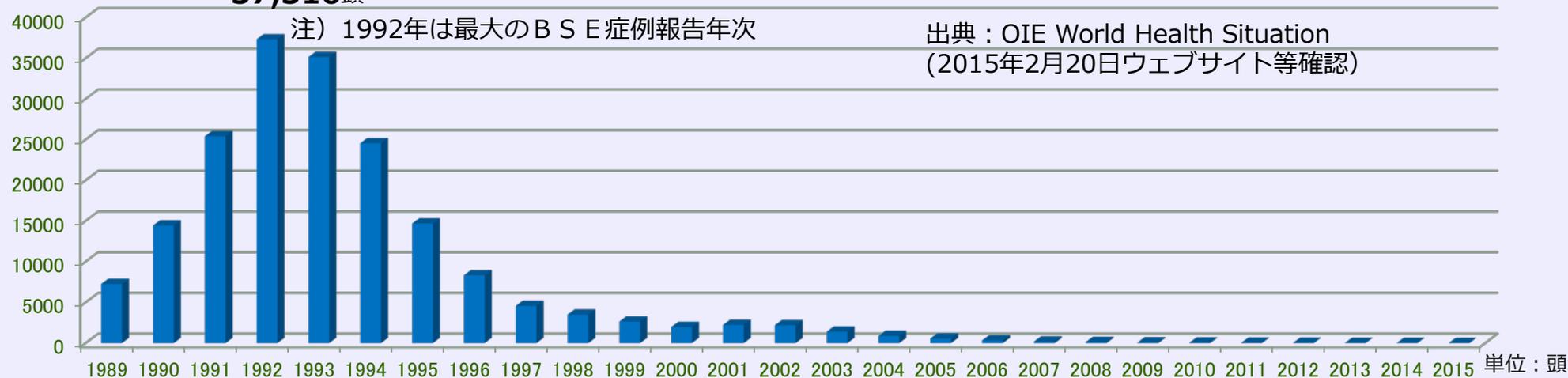
世界のBSE発生件数の推移

37,316頭

注) 1992年は最大のBSE症例報告年次

出典：OIE World Health Situation
(2015年2月20日ウェブサイト等確認)

頭数



単位：頭

	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	9	2	190,661
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	7	1	5,973
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(-)	(-)	(1,023)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(-)	(88)
(アイルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	(-)	(-)	(1,655)
(ポーランド)	(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(0)	(-)	(74)
(スウェーデン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(1)
(ノルウェー)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	-	184,625
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	-	3
カナダ	0	0	0	2 ^(注1)	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	21 ^(注2)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	-	-	36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	-	2

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。



■ 各国のBSE検査体制

	日 本 	米 国・カナダ 	ノルウェー 	E U 	O I E基準 
食肉検査	48か月齢超	-	- (注3)	72か月齢超(注4)	- (注5)
発生状況 調査 (注1) (高リスク牛 (注2))	24か月齢以上の 死亡牛等	30か月齢以上の 高リスク牛の一部	48か月齢超の 高リスク牛	48か月齢超の 高リスク牛	30か月齢以上の 高リスク牛の一部

(注1) B S Eの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) 2014年より廃止

(注4) 欧州委員会は、2013年2月下旬～3月上旬以降、加盟国（ブルガリア及びルーマニアを除く）の判断により健康と畜牛のB S E検査を廃止することが可能としている。

(注5) O I E基準では、B S Eスクリーニング検査の実施を求めている。

■ 各国の特定危険部位(SRM)

日本

- ・ 全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）及び脊髄
（と畜場法施行規則、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則）
- ・ 30か月齢超の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）
（食品、添加物の規格基準）

米国

- ・ 30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱（尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く）及び背根神経節
- ・ 全月齢の扁桃及び回腸遠位部
（9 CFR Part 310）

カナダ

- ・ 30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、脊髄及び背根神経節
- ・ 全月齢の回腸遠位部
（Health of Animals Regulations C.R.C., c. 296）

EU・ノルウェー

- ・ 12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む）及び脊髄
- ・ 30か月齢超の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む）
- ・ 全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜
（REGULATION(EC)No.999/2001, ANNEX V）

OIE(管理された リスクの国)

- ・ 30か月齢超の脳、眼、脊髄、頭蓋骨及び脊柱
- ・ 全月齢の扁桃及び回腸遠位部
（OIE Terrestrial Animal Health Code 2014 CHAPTER11.4.14）

飼料規制

		給与飼料					
		日本 		米国・カナダ  		EU・ノルウェー  	
		牛	豚・鶏	牛	豚・鶏	牛	豚・鶏
肉骨粉	牛	×	×	×	○	×	×
	SRM (注1)	×	×	×	○→×	×	×
	豚	×	○	○	○	×	×
	鶏	×	○	○	○	×	×

○：使用可、×：使用不可

(注1) 米国では、30か月齢以上の牛の脳及び脊髄

(注2) 米国及びカナダが、1997年に開始した飼料規制においては、牛のSRMの豚・鶏に対する飼料への利用が認められていたが、カナダでは2007年、米国では2009年に禁止された。